

## 令和2年度 宮城県特定最低賃金改正の申出状況

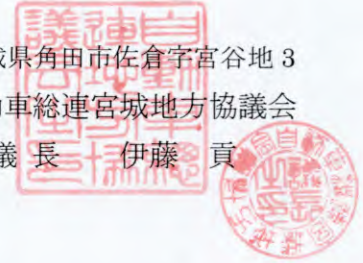
令和2年7月20日現在

改正・新設 ・廃止の別	件名・適用業種の範囲	意向表明 年月日	申出 年月日	申出者 (団体名)	ケース	適用 事業場数	適用 労働者数	合意者数	合意率	備考
改正	宮城県鉄鋼業最低賃金 E22(2211、2251、2252、 229を除く)、L7282	R2.3.9	R2.7.20	基幹労連 宮城県本部 委員長 青田 浩一	労働協約	19	1,987	762	38.3%	
改正	宮城県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金 E28、29、30、L7282		R2.7.20	電機連合 宮城地方協議会 議長 佐藤 斉 JAM南東北 宮城県連絡会 会長 佐藤 俊晴	公正競争	365	14,694	6,735	45.8%	
改正	宮城県自動車小売業 最低賃金 I591(5914を除く)、I590、 L7282		R2.7.20	自動車総連宮城地方 協議会 議長 伊藤 貢		1,638	12,021	4,392	36.5%	

令和2年 7月20日

宮城労働局長  
毛利 正 殿

宮城県角田市佐倉字宮谷地3  
自動車総連宮城地方協議会  
議長 伊藤 貢



## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、宮城県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
「宮城県において自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者」
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名  
宮城県自動車小売業最低賃金
3. 申し出の内容  
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申し出の理由
  - (1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該産業別最低賃金の用を受けるべき労働者の概3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
  - (2) 申し出産業は、労働者数、工場出荷額、生産台数（売上高、販売台数）などからみて地域社会の賃金秩序に与える影響が大きく、雇用、消費など地域経済においても重要な役割を果たしているため。

